

**東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例**

東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年東近江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。